

2025 年度海外留学奨学金 募集要項

1. 応募資格

- ① 当奨学会指定大学の大学院修士課程に在籍、あるいは学部 4 年で同じ大学の修士課程進学が決まっている者。日本国籍を有し 2025 年 4 月 2 日現在 27 歳以下の者。
- ② 人物・学業成績ともに優れ、心身ともに健康である者。
- ③ 経済的に当奨学会からの奨学金給与が必要と認められる者。
- ④ 自然科学（医学・薬学系は除く）及びその応用分野での研究を目的とした留学であること。
- ⑤ 「大学の留学プログラム」あるいは「協定校への留学派遣(※)」で、単位取得や研究指導を受けるために、大学が認める教育機関もしくは研究機関が所在する国に渡航しての留学であること。
(※) 交換留学、ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等
- ⑥ 留学先での研究活動を行う上で十分な語学力を有している者。
TOFLE ibt 80 点以上、IELTS 6.0 以上、TOEIC L&R 800 点以上 (TOEIC IP も可)のいずれかを満たす者。
- ⑦ 2025 年 7 月から 10 月までの間に、留学を開始する者。応募時に留学中の者は不可。
- ⑧ 留学期間は 1 セメスター以上、1 年度(a school year)以内であること。
- ⑨ 他の給与留学奨学金等との併給は不可とする。(貸与奨学金との併給は可)
- ⑩ 日本学術研究会特別研究員等、安定的な経済支援を行う事業より支援を受けている者は対象外とする。
- ⑪ 留学出発前に当会職員が大学担当者とともに各校大学構内で面談可能な者、かつ留学帰国後 2 か月以内に研究成果レポートを提出可能な者。留学中も必要なコミュニケーションをとれる者。

2. 募集人数

1 名

3.応募締切

2025 年 3 月末日（応募書類郵送にて必着）

当財団の指定大学からの推薦による応募とする。

※留学先の受入関係等の事情で、応募期日に間に合わない場合は事前に当会へご相談ください。

※応募がない場合もその旨をメールでご一報ください。

4.奨学金額・給与期間

留学奨学生本人名義の日本国内の指定口座に円貨にて、毎月 1 日に給付します。

※ 1 日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日が給付日となります。

① 生活滞在費：¥ 150,000／月 （最長 12 か月を限度とする）

・支給対象期間は入学日から終了日までとなります。

出発日・帰国日・他地での経由期間等は含みません。

・出発月・帰国月の滞在が 1 か月に満たない場合は、
日割り計算とし ¥ 5,000／日を給付します。

② 渡 航 費：¥ 200,000

・初回の給付日に併せ、渡航費は全額一括給付します。

5.応募書類

① 海外留学奨学金申請書

② 成績証明書 学部成績ならびに修士成績（最新のもの）（複写可）

③ 健康診断書 2024 年度中の健康診断にかかる証明書（複写可）

④ 語学力を証明する書類（複写可）

6.選考と採用決定

大学からの推薦を受け、当奨学会選考委員会にて選考の上、採否を決定します。

奨学生の採用が決定した場合、大学宛に『海外留学奨学生採用通知』を交付します。

（8 月上旬を予定）

7.応募書類について

ご提出いただいた応募書類等につきましては、返却いたしません。個人情報 は当会の留学奨学金給付に必要な業務にのみ使用します。

2025 年度海外留学奨学金 採用後の手続きについて

採用後の流れ

- ① 当奨学会より『海外留学奨学生採用通知』『誓約書』を大学担当課へ送付しますので、奨学生へお渡しください。『誓約書』は、内容を学生が確認し署名捺印した後、当奨学会の指定する期日までに大学担当課経由でご提出ください。また、事前連絡なく提出を怠った場合は、採用を取り消します。
- ② 正式な留学日程が決まり次第、留学期間を大学担当課より当奨学会へご通知ください。留学期間を基に当奨学会にて『送金予定表』を作成し、大学担当課へ送付します。
- ③ 留学終了前には、正式な終了日・帰国日を大学担当課より当奨学会へお知らせください。当奨学会より『海外留学奨学金送金通知並びに受領書』を大学担当課へ送付します。
- ④ 奨学生が帰国後は『海外留学奨学金送金通知書並びに受領書』に署名捺印の上、速やかに大学担当課を通じて当奨学会へご提出ください。
- ⑤ 当該奨学生は、終了後 2 か月以内に研究成果をレポート形式で報告する義務があります。大学担当課経由でのご提出となりますので、期日厳守をお願いいたします。留学中に修得した専門的内容で可です。なお、期日内の報告義務を怠った場合は、奨学金の返還を求めることがありますので、ご注意ください。

奨学金の終了・停止

- ① 奨学生が以下の項目に該当すると当財団が判断した場合は、給与を直ちに停止します。
 - ・ 学生の資格を失ったとき
 - ・ 研究の継続が困難になったとき
 - ・ 本人が奨学金給与を辞退したとき
 - ・ その他、当奨学会の海外留学奨学生として不適当であると認めたとき
- ② 奨学生が留学先で何らかの事情で長期欠席し本来の目的を果たせない場合は、奨学金の給付を停止します。また、無届けの場合は欠席の始期まで遡及し、既に支給した奨学金の返還を請求することができる事とします。